

平成29年生駒市農業委員会第11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 平成29年11月13日(月)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
欠席者 中井 啓二
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会について

その他

- 補佐 出席者数による会議の成立を確認。
傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員、5番 池田 委員、6番 有山 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」について事務局からの説明を依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

農地法第3条第1項について

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものであり、本件については、売買を目的とした申請。

No.1の申請地の位置について

近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅の西約300mのところに位置する鹿畑町地内の農地。

申請理由について

譲渡人の土地と譲受人の土地が交互にあるが、今後の利便性を図る上で、まとまった方が望ましいということで、それぞれの土地を交換することにしたもので、譲渡人の土地のみが農地であるため、本申請が出てきたもの。契約上は、売買という形をとっている。

譲受人については、耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、農地取得の下限面積要件は借りている農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめ農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」
報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」
報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」
報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」
報告第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」
一括して説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～14については、相続により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

生駒高等学校の北側にほぼ隣接する壱分町地内の農地。

報告事項

住宅建築用地を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.2の申請地の位置について

近鉄菜畑駅の東約50mのところに位置する中菜畑1丁目地内の農地。

報告事項

青空機材・資材置場を目的とした農地転用の届出がされたもの。

No.3の申請地の位置について

生駒南小学校の西約50mのところに位置する萩原町地内の農地。

報告事項

戸建て住宅の建設を目的とした農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明、報告事項

過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 「議案読み上げ」

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1～2、No.4～5 は、宅地として長く利用されており、農地性がなく、地目が農地のままにされていた土地。

No.3 は、10年以上も前から現況が山林であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」10年以上も前から現況が山林であることはどのように確認するのか。

○係員 現況は現場調査にて確認し、別途過去の航空写真を調査する。

○委員 課税上の評価と地目との間に10年の間ずれがあったということになる。

○係長 課税上の処理については農業委員会ではなく課税課によるが、農業委員会の議案書は毎回課税課に報告することとしており、課税課では報告内容を課税上の評価にフィードバックすることとなる。

○委員 報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」の小明町にある田から宅地に変更された件については、いつ宅地として建物が建てられたのか参考に知りたい。

○係長 平成2年当時、転用手続きをしていたが地目だけ田のままであった。しかし取引する上では正しい地目でないといけなため法務局から照会があったものだと考えられる。

○委員 このようなことは法務局からの照会がないと分からないのか。

○係員 本人が地目変更手続きしないと判明し得ない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」相続時に手続きすることについて分からない農家もいるのではないか。

○係長 相続時に届出が必要であることを知らない方がおられるのは事実である。農業委員会としては、市民課で死亡届の受付時にその案内を配布しており、窓口に来られる方には随時案内している。しかし死亡直後でもあり相続人が決まっていない時なので、手続きが先送

りされたままとなっていることもあるようである。また年3回発行している農業通信（農業委員会、経済振興課農林係の通信紙）でも掲載しているがそれでも行き届いていない模様である。相続時に届出の他、転用、所有権移転などについて、今後広報やホームページなどの掲載を検討していきたいが、委員のみなさんにも各農家への指導等協力いただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「意向調査実施要領等」についての説明を事務局に依頼。

○係長 利用状況調査を実施してきたが、遊休農地となっているところについて、所有者宛で意向調査票を発送したい。追加等ある場合は事務局に知らせていただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 農地を放置してはいけない法的な根拠など、調査票に示しておく方がいいのではないか。

○係長 記載追加する方向で検討する。

○委員 遊休農地の解消を実現する過程で、刈り取った草の処理の仕方で困り果てている農家が多い。野焼きすると、近隣住民から消防署に通報され、消火されてしまうこともある。

○係長 ゴミの焼却は禁止されているが、農作業での野焼きについては例外であり、時間、風向など留意する必要があるが、法的に許されている。しかし警察では法律違反として取り締まることもしばしばあり、対応上で混乱している状況。

○議長 遊休農地を農地として維持管理していただきたい趣旨で、利用状況調査を行い、調査票に回答していただくこととなり、農地をどのように維持管理するかという視点で、刈り取られた草の処置の方法が懸念されることになったが、刈り取った草の処置については委員会としては重い課題であり、委員会として応えきれない。

まず現時点では農地を維持管理できない農家に調査票を送り、各農家の方針を回答していただくことに視点を置いて取り組むことにしたい。

意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」についての説明を事務局に依頼。

○係長 今回「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」を提示する。農地利用最適化の活動にあたり、その目標値を各種まとめたものであり、委員各位から意見を募り、集約を図り成果を得たい。次の委員会で意見を提起していただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○補佐 「農政なら」について内容の説明

○補佐 「農業法人フェア」について内容の説明

・11月19日（日）午前9時～午後5時

名阪国道 上野ドライブイン駐車場（三重県伊賀市大内2017）にて奈良県農業
法人協会（事務局：奈良県農業会議）が主催。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 12月12日（火）午後3時 401・402会議室

現地調査 12月 6日（水）午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後3時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 政明

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 有山 兼吉
